



島根県報

平成22年8月31日（火）

第2,218号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成22年9月定例県議会の招集	（財 政 課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	2
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	2
建築基準法の規定による道路の指定	（建 築 住 宅 課）	2

【公 告】

平成22年度秋期島根県狩猟免許試験の実施	（森 林 整 備 課）	3
----------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第553号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成22年9月15日定例県議会を松江市に招集するので、同条第5項の規定により告示する。

平成22年8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第554号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成18年島根県告示第826号による保険に付すべき義務は、平成22年8月10日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成22年8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根町加入区

島根県告示第555号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成22年8月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
浜田市	平成20年度～21年度	92枚	1冊	野坂①	平成22年8月23日
出雲市	平成20年度～22年度	19枚	1冊	釜浦	平成22年8月23日
益田市	平成19年度～22年度	23枚	1冊	仙道Ⅶ	平成22年8月23日
飯南町	平成17年度～21年度	24枚	1冊	志津見1	平成22年8月23日
浜田市	平成20年度～21年度	125枚	1冊	小阪①	平成22年8月23日
出雲市	平成20年度～22年度	39枚	1冊	日御碕（F）	平成22年8月23日
益田市	平成19年度～22年度	17枚	1冊	仙道Ⅷ	平成22年8月23日
飯南町	平成18年度～22年度	48枚	1冊	長谷3	平成22年8月23日
益田市	平成19年度～22年度	15枚	1冊	三谷I	平成22年8月23日

島根県告示第556号

道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は、雲南県土整備事務所及び雲南市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成22年8月31日

- 1 路線名
雲南市道南通り線
- 2 道路の位置
起点：雲南市三刀屋町三刀屋106番地 4
終点：雲南市三刀屋町三刀屋1206番地 6
- 3 道路の幅員
11.5メートル
- 4 道路の延長
533.61メートル
- 5 指定の年月日及び番号
平成22年 8 月18日 第 2 号

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第51条第1項の規定により、平成22年度秋期島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

平成22年 8 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 対象者
県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者
- 2 狩猟免許を受けることができない者
法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者
- 3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運動能力	歩行、四肢の屈伸、拳手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護管理	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護管理及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
網罟免許	1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。

	2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対 象 区 域
10月17日（日）	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域
10月24日（日）	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手をはり付け、あて名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	2,900円
	(2) (1)以外の免許	3,900円
2 1以外の者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	3,900円
	(2) (1)以外の免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書し、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室（電話0852-22-5160）

6 その他

- (1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。
- (2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフにすること。